

**「西陣を中心とした地域活性化ビジョン」推進に係る
「活性化の担い手づくり事業」企画運營業務委託
提案の評価要領**

1 評価基準及び評価点

- (1) 評価基準及び評価点は、別紙によるものとする。
- (2) 審査員がそれぞれ採点した評価点の平均値を、提案書の評価点とする。

2 審査員

総合企画局総合政策室プロジェクト推進部長

総合企画局総合政策室プロジェクト推進担当プロジェクト推進第三課長

北区役所地域力推進室企画連携課長

上京区役所地域力推進室企画連携課長

提案書の評価基準及び評価点

1 評価基準（評価項目及び配点）

評価項目		評価事項	配点
①	現状認識及び業務実施方針	・地域の現状、課題及び本業務の趣旨を的確に把握、理解し、業務実施方針を立てているか。	10 点
②	プログラムの内容	・参加者がエリアに興味関心を持つことにつながるプログラムを提案できているか。	10 点
		・プログラムの効果を高める訪問先（まちづくりの現場、企業、プレイヤー等）を提案できているか。	10 点
		・今後の担い手づくりの取組にもつながるプログラムとなっているか。	10 点
③	参加者	・本業務の実施効果を高める参加者を集め、プログラムを実施することができるか。	10 点
④	アーカイブ	・今後の担い手づくりにつながる効果的なアーカイブの方法を提案できているか。	10 点
⑤	周知・広報	・プログラムの周知やアーカイブしたプログラムの情報等を受託者が持つ媒体やネットワーク等を活用して発信することができるか。	10 点
⑥	業務実施体制・業務実績	・本業務を確実に遂行するために必要な体制が確保・担保されているか（業務を実施するための知識や経験、連携・協力のネットワークを含む）。 ・提案内容に類似又は関連する業務を実施した実績があるか。	20 点
⑦	見積金額	・5 点×（全受託希望者の中の最低提案価格）／（受託希望者の提案価格）	5 点
⑧	市内中小企業	・本市区域内に本店又は主たる事務所を有する中小企業者であるかどうか。	5 点

2 評価点

- (1) 評価項目：「現状認識及び業務実施方針」、「プログラムの内容」、「参加者」、「アーカイブ」、「周知・広報」、「業務実施体制・業務実績」

次の5段階で評価する。

判定	評価	評価点（評価項目番号別）	
		①、②、③、 ④、⑤	⑥
A	極めて良好	10 点	20 点
B	良好	8 点	16 点
C	普通	6 点	12 点
D	やや不十分	4 点	8 点
E	不十分	2 点	4 点

- (2) 評価項目：「見積金額」

5 点×（全受託希望者の中の最低提案価格）／（受託希望者の提案価格）

※ 小数点以下切り捨て

- (3) 評価項目：「市内中小企業」

京都市公契約基本条例における市内中小企業かどうかを次のとおり評価する。

判定	評価	評価点
A	該当する	5 点
B	該当しない	0 点